

中世パリにおけるパン屋の店・市場と《反-市場》

——パン屋規則の読解の試み——

高橋 清徳

中世パリにおいてパンはどのように売られていたのか。本稿はパン屋の活動のうち販売に焦点をしばって、中世パリの『パリ職業規則』（13世紀中葉、エティエンヌ・ボワロー編）所収の「パン屋規則」の読解という形で論じてみようとするものである¹⁾。その際に、なにか理論的枠組みを前提としてそれに当てはまる諸事実を史料の中から拾い上げるという方法ではなく、史料に内在して史料を読解することから浮かび上がってくるものを提示するといった形をとることにしたい。「パン屋規則」のほかにも若干の関連史料も補的に用いることにする。

第一章 パンの販売日と販売場所

中世パリではパンはいつ、どこで販売されていただろうか。パン屋規則によると、つぎの三つの場合があった。

1. 週日

週日には、パンは、パン屋の店の窓口に並べて売られていた。

このことはわざわざ言うまでもないことかもしれない。しかし、それを直接定めた規則はない。あえて、規則に拠ろうとすると、以下のような仕方で間接的に確かめることになる。

まず、パン屋が売るパンについて違反がないかどうか、「臨検」が行われることが定められている。その臨検はパン屋頭領が、少なくとも四名の幹事とともに、さらにシャトレ奉行所の執達吏をともなって「市内見廻り」の形で行われた。彼らは見廻り対象のパン屋の店で窓口のパンを取り上げ、検査し、違反がなければパンを窓口に戻し、違反があれば

それを没収した。つまりこの「市内見回り」は市内にある個々のパン屋の店を対象とし、そこで売られているパンを検査したわけである。

さらに、臨検は頭領の判断で「随時」行われることになっている。ところで後述のように土曜日・日曜日にはパンは「市場」で売られていた。したがって、臨検のこの市中見回りはそれ以外の日、つまり週日に行われていたことになる（36条～39条）。

以上のことから、週日には、パンはパン屋の店先の窓口で売られていたことが確かめられる。

ところで、臨検の概略は以上の通りであるが、パン屋規則にはもう少し具体的に書かれているので、検討しておくことにする。

臨検はパンの大きさと販売価格について行われた。

（1）パンの大きさに関する臨検

パンは大きい順に「2ドニエ・パン」、「ドニエ・パン」、「1オポール（＝半ドニエ）・パン」の3種類が原則である。ここで「ドニエ」は貨幣単位であるので、たとえば「2ドニエ・パン」とは「2ドニエ」の価格で売るべきパンである。このパンはどれぐらいの大きさなのか。それは原材料（小麦・粉）の市場価格で決まる。つまり、原材料の市場価格が上がれば、パンは小さくなり、それが下がれば大きくなる。個々のパンの価格は（固定されて）変動せず、パンの大きさが変動するというシステムである。このシステムだと、たとえば「2ドニエ」パンは大きくても小さくても「2ドニエ」で売られるし、売ることができる。そこでパン屋はパンを作るとき、なるべく少ない材料で済まそうとするであろう。それを放置すればパンはどこまでも小さく（軽く）なる。そこで、その時々原材料の市場価格にあわせてどれぐらいの大きさのパンが作られるのが「正しい」かが問題となるが、それは、試作実験を経て、決められる。パンを作るには、粉から「生地」を作り、それを焼き上げるのであるが、試作実験では、たとえば「2ドニエ・パン」を作るのに（そのときの原材料の市場価格で）ふさわしい量の生地（重量で表される）、その焼き上がりの大きさ（重量で表される）、これらの関係が明らかにされる。このようにして求められた標準にもとづいて、臨検では「小さすぎるパン」すなわち「過小パン」の摘発が行われた（36条）。

パン屋頭領は臨検をおこなうとき、任意の数（最低4名）のパン屋の幹事を召集し、さらにシャトレ奉行所の執達吏一名を同行する（36条）。パン屋の店先において頭領は、パ

ンを手にとって同行の幹事に手渡す。すると幹事たちはそのパンが「十分であるかどうか」を調べる。もし「十分である」と判断したなら、幹事たちはそのパンを窓口の台に戻す。しかし「不十分である」と判断したときは、そのパンをパン屋頭領の手に渡す。これで頭領は「そのパンが十分でないこと」を知り、「それと同じ窯で焼いた残りのパン全部を没収する」(37条)。パン屋が数種類のパンを窓口に置いていた場合には、頭領はそれら全部を検査させて、「小さい」と判断した品は、同じく没収し、没収したパンは頭領と幹事が「神に差し出させる」(38条)。

以上の手続きにおいて、頭領と幹事が立ち会わないときは、没収は行われぬ(39条)。また、「小さい」という判断において頭領と幹事が一致しないときは、(没収は行われぬ)「神に差し出されることはない」(39条)。さらに、同一の種類のパン(たとえば2ドニエ・パン)が多数、窓口の台に置いてあるばあい、そのうち、小さいパンが大きいパンより数が少ないときには、そのパン全部が没収されることはなく、小さいパンだけが没収される。逆に、小さいパンが大きいパンより数が多いときには、そのパン全部が没収されることになっていた(39条)。

(2) 不正価格についての臨検

不正価格とはどんな場合かは具体的に定められている。

2ドニエ・パンについて：

3個を6ドニエを越える価格で売る場合

3個を5ドニエ1オボール(5ドニエ半)未満の価格で売る場合(34、40条)

ドニエ・パン(1ドニエ・パンのこと)について：

6個を5ドニエ半未満で売る場合

6個を6ドニエ半を越える価格で売る場合

11個を12ドニエで売る場合

12個を13ドニエで売る場合(35条)

12ドニエ分を11ドニエ未満で売る場合

13ドニエ分を12ドニエ未満で売る場合(40条)

これらが発見したパン屋頭領は、その全部を「取る」(すなわち没収する)、そして「意のままに処分する」とある(34、40条)。ただ、「エショーデ菓子」と言われるものはパ

ンではないので、例外であり 14 ドニエ分を 12 ドニエで売ってよい（それ以下では不可）とされている（40 条）。

なお、以上の不正価格についての臨検は、「幹事に連絡せずに」（つまり幹事たちの同行なしで）頭領が単独で行ってよいとされている（40 条）。

（3） 没収したパンの処置

臨検により違反のパンを没収したとき、そのパンの処理をどうするかについての定めがある。まず、「パン屋規則」によると、前述のように違反のパンを「神に差し出させる」とある。これは、臨検を行った者が没収パンを慈善施設に寄付するように指示する（この慈善施設が具体的にはどこかは後述）ということである（38、53、56 条）。なお、パン屋頭領が「意のままに処分する」とされている場合、これも慈善施設への寄付を意味するのか、あるいは、別の方法をとるのか、さしあたり不詳である。

2. 土曜日

土曜日には、パンはパリの中央市場で販売された。

規則によると「……すべてのパン屋は、土曜日には、パリの中央市場にて、……売ることができる」（第 41 条）とある。つまり毎週土曜日に中央市場の中でパン市が開かれ、そこでパンが売られたのである。

（1） 土曜日の市場で売ることができるパン屋

ここで販売ができるパン屋は、規則では「パリおよびそれ以外の土地のすべてのパン屋」（41 条）となっており、この日は「パリのパン屋」だけでなく「外来パン屋」もパン市場に来ることが認められた。

ちなみに、「王フィリップは、パリのパン領域内に居住しない者（外来パン屋）は誰であれ、土曜日をのぞいては、パリで売るためにパンを持ち込み、または、持ち込ませることはできないと定めた」（53 条）とあり、外来パン屋が販売できるのは土曜日に限られることが確認されている。そして外来パン屋に対するこの制限は、「王フィリップ」すなわちフランス史上もっとも権威のある王の一人である王フィリップ・オーギュスト（在位 1180～1223）が定めたこと（約 88 年～45 年前）であると指摘されている。そして、この

制限はおそらくパリのパン屋側の要求（競合者である外来パン屋を土曜日だけに制限する）に応じて設けられたものであろう。

いずれにせよ、土曜日だけとはいえ、外来パン屋に販売を認めていることは、王フィリップ・オーギュストの時期からパリは人口が増大しつつあり、パン供給は「パリのパン屋」だけでは足りずに、外来パン屋による供給も必要とするようになったという事情を反映していると言えよう。

（２） 土曜日の市場におけるパンの価格―「パン・ポート」―

土曜日の市場においては「(パンは) いかなる値段でも、また、可能なもっとも良い値で売ることができる」(41条)とされ、パン価格は自由となった。また、パンの価格が自由となる結果、不正価格のパンの没収も行われなことが明示されている(40条)。

ただし、続く第41条をみると、「パンは2ドニエをこえてはならない。2ドニエをこえたばあいにはそのパンは頭領のものとなる」と定められている。パンの種類は、半ドニエ・パン、1ドニエ・パン、2ドニエ・パンの3種類であり(33条)、大きいパンでも「2ドニエよりも大きいパンを作ることができない」(32条)のが原則であった。本条(41条)は、土曜日の市場では価格は自由であるが、パンの大きさについては、原則どおり2ドニエ・パンを限度とすることを定めたものである。そして、2ドニエ・パンを越える大きさのパンは「頭領のものとなる」。これは頭領によって没収されるという意味であり、この限りで土曜日の市場にも頭領たちの監視は行われていたことになる。このような例外を別として、土曜日の市場で自由に販売されるパンを「パン・ポート」(「随意価格のパン」といった意味)と呼んだ(41条)。

3. 日曜日

（１） 日曜日のパン市場の場所

日曜日に、パンは 聖イノサン墓地前、そして「希望すれば」 ノートル・ダム教会の前庭から聖クリストフル教会までの間の場所で売ることが認められた。

規則の条文には「王フィリップは、次のことを定めた。……日曜日に……鉄を売る場所である聖イノサン墓地前で売ることができる。また、希望により、日曜日に、ノートル・ダム教会の前庭から聖クリストフル教会までの間の場所でも売ることができる」(54条)

とあり、ここでも王フィリップ・オーギュストがこれを定めたことが想起されている。

(2) 日曜日のパン市場で売られるパン―「はねものパン」―

そして、興味深いのは、日曜日に売られるパンは、特別なパンであったことである。規則によると、それは「中央市場の陳列台に並べて売ることが躊躇されるような屑パン、すなわち、ネズミや二十日ネズミが傷めた損なわれパン、堅すぎるパン、焦げたまたは蒸しすぎのパン、目の詰まりすぎたパン、太さ不足のパンすなわち小さすぎるパンのごときはねものパン」(54条)であった。つまり、通常は売り物にならない(「中央市場の陳列台に並べて売ることが躊躇されるような」)「はねものパン」が、日曜日にはこれらの場所で売ることが認められたのである。

ドラマールはこのことを「はねものパン」を売るなど、今日ならとんでもないことだが、当時としては合理的でもあったと述べている。すなわち、王フィリップ・オーギュストの時代からパリは拡大し、人口が増大しつつあり、食糧供給が問題であったことと、とりわけパリに存在する多くの貧民層の需要を満たす必要があったのだと説明している²⁾。

もちろん、「はねもの」だけでなく、良くできたパンを日曜日にこれらの場所で売ることもできるが、この分については、正規の価格を守らなければならない、価格の上で不正があれば、それは「頭領のものとなる」。また「小さすぎるパン」があれば、それは没収のうえ「神に差し出す」として慈善施設に寄付された(第56条)。

(3) 「主日」の問題

ところで、日曜日は宗教的見地からいえば休業すべき「主日」である。すでに「パン焼き」については、諸々の祝日および日曜日(主日)には禁止されていた(23条)。販売についても同様にすべきところであろう。しかるに「はねものパン」にせよ「良くできたパン」にせよ、日曜日に販売することを認める措置は、「主日」を守ることを免除することになる。しかし、この点では貧民層への供給の必要の方が優先したようである。さらに加えて、日曜日に売るパン屋には「籠あるいはバジョウ(舟形の容器)に入れて(市場に)もっていき、また、彼らの陳列台、パン載せ台またはテーブルをもって……行くことができる」(55条)として、店で使用している日常的道具・設備をもって市場にでかけることを促し、結果として店での営業はなくす(「主日」を守る)ことを実現したのだとドラマールは述べている(Delam., p.764)。

日曜日のノートル・ダム周辺には週日より多くの人びとが集まる。それに上述のような貧民対象の日曜日のパン市場が加わることによって雑踏・喧噪・猥雑な状況が現出した。これは不適切だと判断され、やがて日曜日のノートル・ダム周辺のパン市場はモベール広場に移された (Delam., p.764)。

以上のように、パリ住民へのパン販売を概観すると、「パリのパン屋」には週日の店での販売および土・日の市場での販売があるのに対して、「外来パン屋」には市場での販売があるだけで、週日の販売がないことが注目される。これは「パリのパン屋」が「外来パン屋」を排除したことによる。しかし、やがてパリの需要にむかってパリのパン屋と競合しつつ、外来パン屋によって何らかの形で事実上週日販売が始められるであろうことが考えられ、そしてパリ住民のパン需要が増大するとき (もちろんパリのパン屋の供給力増大もあるであろうが、それに加えて)、外来パン屋の週日販売が本格化することが想定される。

第二章 臨検体制の問題点と変遷

1. 臨検体制の二元性

(1) 執達吏

先述のように「パン屋規則」において、臨検を実施するのはパン屋頭領と4人のパン屋幹事およびシャトレ奉行所の執達吏(セルジャン)である。この中でパン屋頭領とパン屋幹事は王室パン掛によって選任された者たちであり、王室パン掛の下にある。これに対して、執達吏はシャトレ奉行所に所属するパリ奉行の下僚である。臨検になぜ執達吏の同行が必要とされたのか。それは、臨検というある種の強制行為を有効に実行するためには王室パン掛の権威だけでは十分でなく、パリ奉行の権威が必要だったからではないかと思われる。執達吏の同行はパリ奉行の権威を目に見える形で示したであろう。したがって、パン屋に対する臨検の体制は王室パン掛とパリ奉行の二元的性格を有していたことになる。

(2) 「暴力をくじく」

パン屋の違反に対する罰金はパン屋頭領の手を経て王室パン掛がとる。「パン屋規則」はこの罰金を支払わない場合は、営業停止にすることができると定めている（なお職人は就業停止。46条）。しかし、パン屋たちは必ずしも従順ではなかったようである。罰金だけでなく「停止」にも従わず、暴力で抵抗することも想定された。そのような場合、王室パン掛・パン屋頭領は、パリ奉行の力を借りると定められている。求められたパリ奉行はその「暴力をくじく」（47条）ことになっていた。ここにおいても、王室パン掛とパリ奉行による二元的体制が見られる。

「暴力をくじく」には暴力装置が必要である。王室パン掛は王室が必要とするパンの調達が本来の任務であり、パリ領域において行使できる暴力装置などは持っていない。この点で警察機構・牢獄などを備えてパリ領域における営業秩序も含めた秩序維持行政（これは「ポリス」の概念でとらえられていた。パリにおけるこの問題を論じたドラマールの大著が『ポリス論』と題されたように。）を担当したのがパリ奉行のシャトレ奉行所であった。よって、王室パン掛・パン屋頭領・幹事は臨検を実施するものの、彼らは没収・罰金・営業停止を強制する暴力装置を持っていなかったため、その部分をパリ奉行の暴力装置に依存したのだと理解できよう。

以上、臨検について王室パン掛とパリ奉行の二元性は、さしあたり権威・暴力装置の点での相補的關係と見ることができるが、臨検をパリ奉行の下においたほうが制度として単純、かつ有効であろう。にもかかわらず、王室パン掛がこのような形で関与しているのはなぜか。ここからそもそもなぜ王室パン掛が住民相手のパン屋に対して支配権を持つに至ったのか、問題として浮かび上がる。それは歴史的経緯に由来する。

2. 王室パン掛の支配権の発生

ここで、王室パン掛がパン屋に対する支配権を持つに至った経緯を見ておくことにする。

(1) 王室パン掛の授封

まず、王室パン掛はもともと王室が消費するパンを調達する役職であり、王室の機能を維持するもろもろの役職の一つである。王フィリップ・オーギュストの治世まで、パンについての特別の役職はなかったが、この王の治世になって *maître pannetier du roi* と

呼ばれる「パン係」があらわれ、のちに grand が付されて grand maître pannetier du roi (王室パン掛) と称されるようになった。

公・伯等が王に対して誠実宣誓と臣従礼を行い封建家臣となり、王から「封」として領地・収入権・裁判権を授与され、家臣・領民を持つことになったとき、王室の役職者も同様のことを欲したという。王へ誠実宣誓と臣従礼がなされ、王から「封」の授与が行われた。しかし、彼らに授与された「封」には領地は含まれなかった。いわゆる sine gleba の(領地を伴わない)封である。それでも彼らは裁判権とその管轄下に一種の領民を持ちたいと欲したという。そこで、王室パン掛にはその職務に関連してパン屋たちに対する支配権(裁判権その他)が与えられた(Delam., p.137)。

(2) その他の王室役職者等の諸職に対する支配権

その他の王室役職者にも同様のことが行われた。ちなみに『パリ職業規則』に見られるものとして次のような関係を挙げることができる。

- 王室侍従頭 (grand chambellan) が支配する職.....帯屋³⁾、獣脂蠟燭屋⁴⁾。
- 王室侍従頭と大元帥 (connétable) が分有する形で支配する職.....鞍屋⁵⁾。
- 王室侍従頭と王室執事 (grand chambrier) が分有する形で支配する職.....コルドバ革靴屋⁶⁾、羊革靴屋⁷⁾。
- 王室執事が支配する職.....馬具屋⁸⁾、牛革靴屋⁹⁾、絹物商¹⁰⁾、毛皮屋¹¹⁾、衣装仕立屋¹²⁾、古着屋¹³⁾、手袋屋¹⁴⁾。
- 王室蹄鉄掛 (maréchal) が支配する職.....鉄職人 (蹄鉄工・錐屋・留め金屋・兜師)¹⁵⁾、刃物師¹⁶⁾、錠前屋¹⁷⁾。
- 王室料理人が支配する職.....(淡水)魚屋¹⁸⁾。
- 王室大工頭が支配する職.....大工 (大工、箱大工、扉大工、樽大工、車大工、屋根大工、その他木材に加工するあらゆる職人)¹⁹⁾。
- 王室石工頭が支配する職.....石工 (石工、石切工、石膏屋、モルタル工)²⁰⁾。

ちなみに、このほか、王室の役職者ではないが、パリ商人頭が支配する職として小麦・穀物計量人²¹⁾、呼び触れ人²²⁾、計量人²³⁾、酒屋²⁴⁾が、役職名でなく個人名で示されている者に授与された職で、順次 テス・ラ・コエ、マルソー・ル・メートル、ショフシー

ルが支配した職として財布屋、革鞣し屋、革帯鞣し屋、明礬鞣し屋、牛革靴屋²⁵⁾、そしてゲラン・デュ・ボワなる人物が支配する職として漁師（セーヌ川のうち王の水面における）²⁶⁾がある。

以上から、多様な職に対する支配権が王をとりまく王室の役職者たちに対して授与する封材として扱われたことがわかる。パン屋に対する支配権もその一つであった。なお、この授与は被授与者が王の「御意にかなっている限り」である（21条）と言われているごとく、恩顧によるものであることが強調されている。

こうして、王室の役職者たちは、元々は王室内部における職務を担当する家政機関の者たちであったが、これらの支配権を授与されることによって王室の外部にも権限を拡大したわけである。

（3）王室パン掛の権限

授封にともなって王室パン掛に与えられた権限は次のようなものであった。

パン屋の中から廉直な者一人を選びパン屋頭領とし、自己の代理人としてパン屋たちを統括させる（21条）。

パン屋を会同させ、パン屋頭領とともに臨席して、12人のパン屋幹事を選抜し、任命する（22条）。

新人パン屋の受け入れ。新人パン屋は4年の経験を積んだのち、王室パン掛（代理人としてのパン屋頭領）のもとに赴き「胡桃を入れた壺を割る」という儀礼を実行する（13条）。この具体的意味は不明なのであるが、領主支配を象徴する「奇妙な」儀礼の一つであるとドラマールは言う。たとえば、長い竿で沼の水面を夜中たたいて周り、蛙を黙らせ、領主や領主婦人の眠りを中断しないようにするなどといった領民の義務と同列のもので、それらは常軌を逸しているので、時の流れとともに多くは金納化、象徴化される。胡桃の壺もそういった文脈でとらえられると言う（Delam., p.726）。

下級裁判権。パン屋の職にかかわる争い、喧嘩・流血を伴わない殴り合いなどを裁く（21条）。罰金は親方に対して6ドニエ、職人に対して3ドニエ（43、44、45条）。この罰金のほか、規則違反の場合パンの没収があり（40条）、罰金の支払いを拒否した場合、親方については営業停止（46条）、職人については就業停止（48条）に処す。これらの停止に従わず、暴力で抵抗するときはパリ奉行の力を借りる（47、49条）。

王室パン掛は自己の代理人であるパン屋頭領をして、少なくとも四人の幹事とともにパン屋の営業に対して臨検を行わせる (36 条)。

(4) 王室パン掛の支配下の諸問題

これらの王室パン掛の権限を巡って種々の問題が発生した。

王室パン掛がパン屋に対する支配権を獲得し、それに基づいてパン屋頭領と 12 名の幹事を選任することは、パン屋たちからすれば外部から突然押しつけられた理不尽な強制である。これをパン屋たちは強い抵抗感をもって受け止め、必ずしも従順ではなかった、とドラマールは言う (Delam., p.726)。

規則違反に対してはパンの没収と罰金が定められている。罰金は違反の種類・程度に関わりなく親方について 6 ドニエ、職人については 3 ドニエであり、その額を限度としてそれ以上は科せられない (43, 44, 45 条)。ドラマールによれば、これは「軽すぎる」という問題があった (Delam., p.717)。

王室パン掛は警察などの組織や牢獄をもっておらず、抵抗するものに身体を拘束するといった手段をとることはできなかった。必要な場合、パリ奉行の力をかりることになるが、もしパリ奉行の協力で、シャトレ奉行所の牢獄に投じることができても、パリ奉行はしばしば王室パン掛やパン屋頭領の意見を聞かずに、解き放ってしまうという事態が生じた (Delam., p.717)。

王室パン掛 (およびその代理人としてパン屋頭領) は、パン屋に対して下級裁判権を持つが、その権限はもともとパリ奉行の裁判権の一部を、王の措置によってパリ奉行から剥奪し分与されたものである。それにとどまらず王室パン掛・パン屋頭領は (王室の権威を笠に着て) しばしばパリ奉行の権限を侵害した (Delam., p.726)。

王室パン掛の代理人であるパン屋頭領とその補佐役である 12 人の幹事は、外来パン屋の活動を制限し、かつ、自分たちのパン価格・諸規格を外来パン屋に押しつけようとしていた (Delam., p.726)。

もっとも重要な点は、パリにおけるパンに関する「ポリス」をパン屋自身にゆだねたことである。パン屋の販売に対する臨検はシャトレの執行吏の立ち会いがあるだけで実質的にはパン屋頭領と少なくとも 4 人の幹事によって行われた。彼らはいずれもパン屋たちである。つまり、パン屋たちを臨検するのは同じパン屋たちであることになる。この臨検は基本的に「内部の者による臨検」であったと言える。

「内部の者による臨検」には一般的に問題が多いことが想像される。じっさい、「パン屋規則」では「親戚や友人」を特別扱いにする、「憎しみや悪意によって」誰かを厳しく扱うといったことを予想して（22条）それを禁じている。ドラマールも内部の者による（パリ奉行所の執達吏の立ち会いがあるだけの）臨検には信頼性の問題があったと指摘している。彼らの懈怠（臨検の手抜き）、仲間たちへの依怙鼻息、彼ら自身の利害、彼らの権限の限界、等々が良き秩序・公共の利益に害をもたらしていた（Delam., p.726）。

3. 1281年の決定

こういった状態への不平が王フィリップ・ル・アルディ（在位 1270-85）にもたらされ、対応が取られた（Delam., p.727）。高等法院に関係者が集められて実態聴取がなされ、それに基づいて諸問題について次のような決定が行われた（1281年）²⁷⁾。

（1） 臨検に「市民」の参加

パン屋頭領と幹事による臨検という体制は変わらないが、パリ奉行が彼らに懈怠（少なくとも週二回の臨検）その他の問題があると見なしたとき、彼らを召集して臨検の実施を命じ、かつ、臨検の見張り役として何人かの市民を送ることができるとした。ここでパン屋とは言わず「何人かの市民」と言っているのは、パン屋業の外部の者たちのことであると思われ、これによって臨検体制に「外部の目」を入れることを決めたものであると推測できる。

（2） 臨検へのパリ奉行の関与

ところで、パン屋頭領は王室パン掛の支配下に置かれていた。したがって、パン屋頭領たちに懈怠があるとき、臨検を強制する役目は王室パン掛にあるはずである。しかし、1281年の決定はその役目をパリ奉行に与えた。このことは、パリの一般公衆の生活に重大な関連のあるパンの供給秩序という「ポリス」に関して、王室の家政機関である王室パン掛から一般行政の担当者であるパリ奉行に権限を移行させたことを意味するといえよう。これを人々はパン屋業に対する権限全般がパリ奉行に移行してゆく方向を示したと理解したようである。パン屋たちはこの決定（1281年）について、次のような解釈を主張したという（Delam., p.727）。

すなわち、パン屋業の職に関する事件についての裁判権は、王室パン掛とその代理人であるパン屋頭領に帰すものであり、「その他」の一般事件（パン屋たちがかかわっていてもその職に関連しない事件）がパリ奉行に帰するにすぎない、と。また、パン屋の不正の取締（「ポリス」の問題）に関しては、パリ奉行は、これを直接的に実行する権限はなく、上記のごとく、パン屋頭領・幹事に臨検を命じ、かつ、臨検に市民を参加させることができるだけである、と（Delam., p.727）。

つまり、パン屋たちは、従来通り王室パン掛・パン屋頭領の権限を維持し、パリ奉行の権限を限定的にとらえようとしているわけである。

さらに、この決定によってパン屋頭領の権限が罰金は6ドニエと3ドニエであること、したがわかない者には営業停止であること、なお頭領に従おうとしないパン屋に対して、頭領は反抗者をシャトレ奉行所にある王の牢獄に投じることができるといった諸点において確認がなされた。その上で、牢獄に投じた者を頭領の同意なしにはパリ奉行は勝手に釈放することはできないことが追加された。これもパン屋頭領たちの主張が入れられた結果と思われる。

4. 1305年の王令

1281年の決定が出されたにもかかわらず、パン屋たちはその主張を押し出して必ずしもこれに従う姿勢を示さなかったため、パン屋をめぐる「ポリス」は混乱した。そこで「パリの人々の団体」（後述）から王フィリップ・ル・ベル（在位1285-1314年）に問題の訴え（請願）がなされ、それに応える形で以下のような諸点を含む王令が出されることになった（1305年）²⁸⁾。

（1）パリ奉行の裁量による罰金

パリのパン屋たちは「不十分に作られたパンについては6ドニエの罰金を払えばすむ」と主張している点について、王は次のように命じた。「不十分なパンを作り、そのことを証明された者は、一窯分のパン全部を没収され、さらに、パリ奉行の裁量によって罰せられる」と。すなわち、「没収」は従来通りであるが、「罰金」は6ドニエに限定されず、違反の程度に応じてパリ奉行の裁量によって罰金は決定されることとされた。

この決定は罰金額だけに限らないもう一つのことを語っている。すなわち、パン屋たち

がかかわる事件のうち、少なくとも職業に関する規則違反はパン屋頭領の管轄であった。しかし、ここでは「不十分なパン」（つまりパン屋職の職業規則違反）についての管轄をパリ奉行に認めているのである。ここにパン屋に関する「ポリス」権限が王室パン掛からパリ奉行へ移行してゆく過程が明瞭にあらわれていると見ることができるであろう。

（２）「パリの人々」あるいは「パリの人々の団体」

パリ奉行はパンの価格・重量を「監視し、明らかにし、計量し、事柄が良く正しく行われることを監視するための人間を置く」と定められた。これによって置かれる人間は、1281年の王令に出てくる「何人かの市民」を受けたものであり、パン屋頭領・幹事による「臨検」を監視する者たち（「外部の目」）たちである。これによって1281年の体制が確認された。そして、この王令で新しい点は、この人間を選任するについて「パリの人々の助言によるものとする」とされた点である。ここで「パリの人々」とは、この王令を出す契機となった請願をおこなった「パリの人々の団体」のことであり、この団体は、やがてパリにおいて市政体の役割を担うことになる「パリの商人組合」（この長が「商人頭」）である（Delam., p.727）。

こうして、やがてパリの「ポリス」を担う二つの要素（パリ奉行とパリ商人頭）の組み合わせが登場したことに注目しておきたい。

（３）製造・販売の自由化

「パリの誰でも……パンを作り……隣人に売ることができる」と定められた。これは、パンを作り・販売することをパン屋以外の誰にでも認めることを意味する。これまで、一定の資格条件を満たしたパン屋にのみ認められてきた制限を排することである。大胆な自由化である。

さらに「週のどの日でも、欲する者は誰でもパリにパンを……売るために、安全にかつ平和に持ち込むことができる」とされた。これはパンを持ち込むことを土曜日に限定されていた外来パン屋に「週のどの日でも」許可することを意味する。これは、外来パン屋に対して古い時代から慣習的に行われてきた制限を廃止するある意味で過激な措置と言える。

これらはパリの「ポリス」を混乱させているパン屋たちに対する一種の懲罰として行われたとドラマールは述べている（Delam., p.717）。

5. 1305 年後の状態

以上のごとき 1305 年の王令の体制が動き始める。まずパリ奉行がパンの「ポリス」について全面的に活動を開始した。これに対して王室パン掛はその職務に対する侵害を主張した。さらにパンの製作・販売の自由化、外来パン屋に対する規制撤廃は、パンのポリスに大きな混乱をもたらした。

この時の王室パン掛はラウル・アルピュアン（騎士でエルキエの領主）なる人物で、対外的和平交渉の代表の一人にも選ばれるような評判の高い人物であったようである。パン屋たちはこの王室パン掛を支持し、さらには、その権威を笠に就て規則に従わない姿勢を強め、結果、パンの供給について公衆が被害をこうむるといった事態にもなった。これについては高等法院院長がパリ奉行に対応を促し、パリ奉行が違反のパン屋を摘発して裁判に掛けると、王室パン掛はそれを自分の管轄であると主張するといった事態も生じた。こういった混乱状態について、「パリの人々の団体」が王ルイ・ユタン（在位 1314-1316 年）に訴えた。王令が出され（1316 年）、王室パン掛の主張は退けられ、パリ奉行の権限が確認された（Delam., p.727）。

1323 年、ブシャル・ド・モンモランシが王シャルル四世（在位 1322-28 年）によって王室パン掛の職を与えられた。ブシャルは、王フィリップ・ド・ヴァロワ（在位 1328-50 年）とともにモンカッセルの戦いに出陣し、負傷して帰国後、大使としてイギリスに派遣された。この間、王室パン掛の仕事は下僚たちに委ねられていた。パリ奉行が 1305 年および 1316 年の決定にしたがってパン屋のポリスをほぼ全面的に掌握していた。王室パン掛の下僚たちが失地奪回を企てたが、商人頭と参審人が問題をパリ奉行のもとに持ち込み、パリ奉行が不正を犯したパン屋を裁き、罰した。王室パン掛ブシャルはイギリスから帰国して、高等法院に訴えて、古くからの規則にしたがい、パン屋に対する王室パン掛の裁判権を確認するよう求めた。判決（1333 年）によって王室パン掛は裁判権を確認された。ただ、臨検に懈怠等があるときは、パリ奉行がパン屋のポリスを管轄するとされた。ところが懈怠等があるかどうか認定するのは必ずしも容易ではなく、時として裁判を必要とした。したがって面倒なのでパリ奉行は動かず、王室パン掛の側のするままに委ねていた（Delam., p.728）。

パン屋のポリスは混乱していた。加えて、1338 年、飢饉がパリを襲い、物価高騰が約

10年間続いた。1348年、史上有名なペストがパリを襲った。この「危機」的状況のなかで、ジャン二世（在位1350-64年）が即位し、パリのポリス全般を立て直すための王令を発布した²⁹）。

6. 1351年のジャン二世の王令

この王令はタイトルに「ポリス全般」（*police générale*）の語を含み、かつ個々の職について主要な点をまんべんなく取り上げた結果、全条項250余にのぼる長大なものになった。パン屋に関する部分は、以下の諸点である。

（1）臨検に「四人の廉直者」

王令は臨検について次のように定めた。臨検を実施する人間として4人の「廉直者」（*preud'hommes*）が選ばれる（王令二編1条）。この4人の廉直者はパン屋でない者が選ばれることになっていて（王令二編5条）、「いっさいの憎しみ、好意または利得を度外視して……（この王令を）維持させ、それに違反しないように守らせる」旨の宣誓を行う（王令二編1条）。

この四人を選ぶのはパリ奉行あるいはシャトレ奉行所の審理官（*auditeur*、奉行の代理）であり、選任の場に商人頭が呼ばれる（王令二編1条）。商人頭は先に1305年の王令において「パリの人々の助言」を行うものとして示されたもので、今回は「商人頭」と明示された点が新しいと言える。

以上、パン屋以外の四人の廉直者、それを選任するパリ奉行と商人頭という体制は、パン屋についてのポリスを全面的に外部の者に委ねる形になっている。

ちなみに、臨検の対象地域が「パン屋規則」では必ずしも明瞭ではないのに対して、この王令では「パリ（あるいはパリの市街地）および城外地区」（王令2編1条）と明示されている。ここで「パリ（あるいはパリの市街地）」は市壁内の市街地を指し、「城外地区」は市壁の門から外側に溢れ出るように広がった居住地域で、門の周辺で市壁にへばりついている部分を指す。この王令では市壁内の市街地と市壁外の城外地区を、石造の物理的隔壁である市壁を法・制度的境界線としてその内と外として区別するのではなく、逆にそれらを一体のものとして臨検の対象としている点が注目される。つまり、この点でも市壁はパリの法・制度的な境界線をなしていなかったことがわかる。

なお、以上の「市街地・城外地区」以外で、「パリ奉行管区 = 副伯領」(プレヴォテ=ヴィコンテ・ド・パリ) 内にある諸町や諸城主圏(シャテルニー)でも同様の「臨検」が行われることとし、その臨検をおこなう廉直者はその地の高級裁判権者が任命すると定められている(王令二編1条)。

(2) パンの検査

4人の廉直者は年に二回、王室パン掛を招き、パンの検査を行う。検査のために王令はパンの生地と焼き上がりのパンの「あるべき目方(重量)」を26の場合について定めている³⁰⁾。

(3) 慈善施設

1351年の王令によると、臨検においてパンの目方(重量)を検査し、十分な目方があれば「すが入っていたり、焦げていたり、白くても黒くても」合格であるが、目方が足りないことを発見したときは、そのパンを「白パンであれ黒パンであれ」全く関係なしに「一窯分まるごと神に与える」のであるが、具体的には、その半分は「オテル・デュー療院」(「オテル・デュー」は「神の館」という意味)に、残りの半分は「三百人館」(テキストでは「15×20」と書かれている。通称「キャンズ・ヴァン盲人館」。「キャンズ」は15、「ヴァン」は20の意味)に与えると書いており、さらに、こうすれば「パンがそこでいっそう有効に使われるのをみる」と、没収パンの有効利用を強調している(王令二編1条)。

(4) 罰金

さらにこの王令では没収・慈善施設への寄付のほか、「60ソルの罰金」が加えられ、その罰金の半分は王がとり、残りの半分は商人頭と臨検の役に当たる4人の廉直者がとると定められている(王令第2編1条)。「没収」の場合、没収品は慈善施設に寄付されるだけであり、臨検関係者たちには何らの利得もない。それに対して「王令」による体制では、人びとは臨検に利得のチャンスをもて、「罰金」を創設し、まず王が半分をとることとし、残り半分を商人頭と廉直者に与えることとしたと思われる。商人頭はパン屋に特別な関係はないが、ここでパン屋の臨検役である廉直者の選任に関与するという関係を獲得することによって、罰金の一部を取る「特権」を手に入れたわけである。廉直者は臨検という職

務に付随する利得として罰金の一部が与えられた。王が取る「半分」はやがて特権として王の周辺の誰かに与えられるであろう。

罰金額は60ソルである。「パン屋規則」において罰金は6ドニエが限度であった。そのご、1305年の王令によって金額はパリ奉行の「裁量」によることになったとはいえ、1351年の王令では大幅に引き上げられている。これは14世紀半ばの「危機」における激しい物価上昇・インフレを考慮しなければならないだろうが、それに加えて、罰金の特権的利得の対象となった結果であると思われる。

王が王室パン掛にパン屋に対する支配権を「封」として授与したことから、パン屋に対するポリスは二元的体制となった。二元的であることから多様な問題が発生する。「パン屋規則」から「ジャン二世の王令」まで経緯をたどってみた。その経緯のなかで解決として目ざされたのはポリスのパリ奉行への一元化のようであり、その方向性は見え隠れしている。しかし、紆余曲折の過程からは、王は王室パン掛に一度与えた権利を結局否定できないゆえに、その時々々の弥縫的調整を積み重ねることで凌いでいかざるをえない、というようにも見える。こういった状況は中世を越えて続いていく。ただし、この調整の紆余曲折のなかで、王は王室パン掛とパリ奉行の対立を越えて、ポリスに関して「公共の利益」(le commun prouffit, 1305、1351年の王令)の視点を強調するようになっていく点が注目される。

第三章 外来パン屋の問題

1. バン領域「外」の外来パン屋

外来パン屋によるある種の不正の事実がパン屋規則第53条に書かれている。それはつぎのようなものであった。

(1) 外来パン屋による週日販売

外来パン屋は、前述のごとく一部の者をのぞいて土曜日以外にはパリでパンを売ること

ができない。しかるに「コルベイユその他の土地のパン屋が、パリのグレーヴ広場その他の場所に倉庫を借りて、週日にパンを売る」(53条)ということをやりはじめた。コルベイユはパリの南方約30キロメートル(ドラマールは約7リュウとしている)のセヌ川とエソヌ川の合流点にある町である。パリのパン領域はパリの中心から半径約10キロぐらゐの圏域なので、コルベイユは明らかにパン領域の外にある。つまり、コルベイユのパン屋は明らかに「外来パン屋」である。したがって、彼らはパリでは土曜日にしかパンを売ることができない。ところが、彼らはパリの「グレーヴ広場」(セヌ川に面した広場で船着き場があり、後に市民会議所が設けられる場所)やその他の場所に倉庫を借り、そこを拠点にしてパリのパン屋と同様に週日にパンを売るということをやりはじめたのである。これは外来パン屋に対する規制を巧みに回避する方法であったと言える。これは、パリのパン屋からすれば、規則に違反する行為である。「パン屋規則」には「これは彼らがなしえないと同時になすべからざることである」(53条)と書かれている。

ここで問題になっているコルベイユは一例で、パリへの供給圏には「その他の土地」も多くあり、それらのパン屋(53条)も当然同様であった。規則にはコルベイユ以外の地名は示されていないが、パリへのパン供給地として挙げられるところとしては、パリの北にあるゴネスやサン=ドニ、西方のサン=ジェルマン=アン=レイ(パリから5リュウ)などがあり、周辺5~6リュウのところさらにその他の場所も多くあった(Delam., p.755 et 764)。

そこで、パリのパン屋たちは王に請願をして、主張した。「外来パン屋は土曜日だけ」という規則があり、それは「王フィリップ(オーギュスト)およびその祖先以来の規則」であるので守らせるようにしてほしい、と(53条)。

(2) パリのパン屋の特権の根拠

さらに、彼らはパリのパン屋と「外来パン屋」にこのような違いが存在するのは、次のようなことによると、その根拠も併せて主張している。

すなわち、パリのパン屋は、次のような義務を負っている。

タイユ税

夜警

オーバン税や貢租で毎年9スウ3オボール

取引税として毎週3オボールのパン(王または王がこの税を与えた者に納入)

これらは、「王フィリップの時代から守られてきたこと」であり、これによって「王は多大な利益を納めている」はずである。「しかるになんたることか、……現在の王の時代になって」この区別がないがしろにされ、上述のような事が発生しているのである、と（53条）。

以上のようなパン屋の請願に対して、王は外来パン屋による土曜日以外のパン販売禁止を確認し、これに違反するパンは没収のうえ、「神に差し出す」（慈善施設に寄付する）こととした（53条）。

ただし、「非常な悪天候、すなわち、セーヌ川に流氷が漂い、もしくは水かさが高まって、その支障によってパリのパン屋がパリの町に十分パンを供給することができない場合」は例外とし、外来パン屋による土曜日以外の販売を認めた（53条）。

以上のごとく、第53条には規則に対する違反の存在、規則の存在根拠、規則遵守の請願、それに対する王の決定など一連の経緯が書かれている。これはいわゆる法の「条文」には一般にはないことである。これはこの規則が古くからの慣習的秩序として理解されていたことを示すと言えるかもしれない。つまり、慣習法的規則はその存在を、関連する事実の経緯とともに記憶され、確認されていくものだと思われるからである。

それはともあれ、外来パン屋による住民への週日販売が行われるようになることは予想されたが、それは以上のように規則をかいくぐる非合法的な形で事実上始まったわけである。

2. パン領域「内」の外来パン屋

前述のように日曜日の市場で販売ができるのは、規則では「パリのパン領域内に居住するパン屋」となっている（54条）。これはまずパン領域「外」のパン屋を除外することを明示したと思われる。

つづいて規則には、パン領域「内」のパン屋で、かつオーバン納入者であれば、日曜日の販売ができると定められている（55条）。この二つの条件を満たす者は、まずは「パリのパン屋」である（2条）。

ここまでの枠組みは単純で、パン領域の「内」と「外」を区別し、「内」のものにオーバン納入を義務づけて「パリのパン屋」と認定しているわけである。しかし、「オーバン納入」にはさらにもう一つの機能がかった。それは、次のようなものである。

(1) バン領域内の領主地

まず、規則はバン領域の「内」に適用されるが、「内」の中でその適用が除外される領域があった。それは主として聖界領主たちの領主地である。規則にそれらが明示されている(1条)。

パリの市壁の内外に亘るサン・マグロワール領

パリの市壁外にあるサン・マルタン・デ・シャン領

市壁外にあるサン・マルセル領

サン・ジェルマン・デ・プレ領

サント・ジュヌヴィエーヴ領

グアルランドにあるパリ・ノートル・ダム教会参事会領

これらはそれぞれの領主によって支配される領主地である。つまり、パリのバン領域内には王が領主である王領地とこれらの領主地とが含まれており、バン屋規則は原則として王領地にのみ妥当し、それ以外の領主地はそれぞれの規則にしたがっていたのである。バン領域内にありながら、王領とは別の法的空間として諸領主地が存在していた。

(2) バン領域内領主地のパン屋=外来パン屋

ファニエも、バン領域「外」のパン屋だけを外来パン屋とするのは誤りであり、バン領域「内」の外来パン屋が存在したと述べている。ファニエは何故か「パン屋規則」の適用が除外される諸領主地を挙げている上述の第1条については言及せずに、バン領域「内」の外来パン屋の存在を示すものとして、ある判決の存在を指摘している。それはサント=ジュヌヴィエーヴ、サン=ジェルマン=デ=プレ、サン=マルセルその他の場所において、パンの製造について古くからの慣習となってきた慣行・方法・形状などは守られるべきであるとした判決(1361年)である。そして、この判決はサント=ジュヌヴィエーヴその他の領主地のパン屋が(自分たちは)王の支配下のパン屋に対する「パン屋規則」の適用から除外されることの確認を高等法院に求めた際(1380年)に援用したものであった。注目されるのは、これらの場所(領主地)に住んでいるパン屋たちは、自分たちには王領の「パン屋規則」は適用されないことの確認を求めている点である。彼らはそれぞれの領主の下での慣習の独自性を主張したわけである。ここで彼らは王領のパン屋に対してみずから「外来者」であることを求めたのである。ファニエは「外来パン屋」は2種類存在した

と言っている³¹⁾。

そして、王領地のパン屋は王に対して諸義務を負い、領主地のパン屋は、それぞれの領主に諸義務を負う。「オーバン納入」は王に対する義務であるので、さしあたり領主地のパン屋には関係がない。

(3) 「オーバン」の機能

しかし、パン屋規則は、領主地のパン屋が「欲すれば」オーバン納入者になることができる、と定めている。オーバン納入者になれば、(王領の)オーバン納入者と同等の特権を持つことができるというのである(3条)。つまり、オーバン納入によって領主地のパン屋は領主制の壁をこえて王領のパン屋と同等の法的地位を獲得することができた(3条)。その結果、彼らは土曜日だけでなく日曜日にもパリでパンを販売することができる(ファニエによると彼らは毎週、複数の日にパンを売ることができる Fag., p.179) ことになる。他方、オーバン納入者にならない者は、「外来者」のままであり、パン領域「外」のパン屋と同様に、日曜日の販売は認められなかった。

こうして、パン領域「内」において、領主地のパン屋は原則的に外来パン屋であるが、その中の一部が王にオーバンを納入して、王領地のパン屋と同等の地位を獲得した。

パン領域「内」の外来パン屋は、一方で、ファニエの指摘通りだとすると独自性を主張する者たちであるが、他方で、パン屋規則が定めるように「欲するなら」オーバン納入者となりパリのパン屋と同等に扱われることもできた。

以上から、パリへのパンの供給はパリのパン屋だけでは不足であり、その不足分を土曜日に限って広く外来パン屋による供給を認めて、さらにパン領域「内」の外来パン屋に日曜日の販売も認めて、補充したということがわかる。需要が増大しつつある状況の中で、外来パン屋を規制しつつ参入を認めるという方法が採られたわけであるが、需要に吸引されて集まってくる外来パン屋はさらに別の問題も引き起こした。

3. 1366年の決定

14世紀半ば、戦乱やペストを経過するなかで、パリは「危機」的状況に陥り、パン屋業をめぐる秩序も混乱し、外来パン屋によってパリにおけるパンの供給が牛耳られるよう

な状態が生じていた。そこでシャルル五世は、即位から2年目、パン屋業の秩序の立て直しに着手した。それで出されたのが外来パン屋の問題を正面から取り上げたパリ奉行の決定である(1366年)(Delam., p.755-6)。

この決定をみると、どんな問題が発生していたのかがわかる。なお、この文書には決定にいたる手続きと経緯が書き込まれていて、この種の決定がどのように行われるのかがわかって興味深い。この文書は以下のA, B, C, Dから構成されている。

[A] まず、冒頭に(王の騎士で)パリ奉行であるジャン・ベルニエが王から以下のような書状を受け取ったと書かれている(頭書)。

[B] パリ奉行あて王の書状(王の書状がそのまま再録されている)。

まず、王はどのような経緯と判断でこの書状を出すにいたったかを述べている。それによると、まず、パリのパン屋業の幹事たちが、外来パン屋に対してシャトレ奉行所の記録簿と過去の諸王令に記載されている諸点を遵守させて欲しいと王に請願してきた。幹事たちの言い分はつぎのようなものだった。自分たちは自分たち自身の利益のためでなく、この町の公衆の利益のために職を営むことを宣誓している立場からこの請願をなすのであり、王がこの措置をとらなければこの町に被害が生じ、大きな不平・不満を引き起こすであろう。たとえば、自分たちはこれまでの規則どおりに商売をしているのに、外来パン屋は、好き勝手に過大・過小なパンを作ったり、より高く・より安く売ったりしている。小麦価格にしたがえば4ドニエの値しか付けられないパンを6ドニエで売ったりしている。こういったことをそのまま認めることは、大きなごまかしであり、損失であり公共の利益に反するであろう。しかるべき是正措置を与えてほしいと。

王はこの請願を受けて、パリ行政の担当者であるパリ奉行に、次のように命じた。すなわち、当該パン屋幹事たちおよびこの点について知識がある適切な者たちを呼びだし、意見を徴して、パリの公共の利益のために、なすことができ、かつ、なされるべきであると判断することを措置しかつ命じるように、と。(1366年3月12日)。

[C] 以上の王の命令をうけて、パリ奉行はつぎのような措置をとるとしている。

パリ奉行である本職は、王より委任されたことを実行するため、シャトレ奉行所の広間に、多くの賢明かつ有力な人々、パン屋の親方や幹事たち、そしてパリに頻繁にやってくる

る外来パン屋を呼び集めて会同させる。ドラマールはこれを「コンセイユ」（諮問会議）と呼んでいる（Delam., p.756）。以下に（コンセイユに）呼び集められた者たちが列挙。

パリの商人頭ジャン・キュルド工殿

われらの主君である王の総代理官ギョーム・ド・サン・ジェルマン殿

本職の代理官であるピエール・ド・ジャン殿、ジャン・ブロード・パリ殿、ウド・ド・サンス殿、ヴァンサン・ドロイアール殿

弁護士であるエティエンヌ・ド・マリユイユ殿

シャトレ奉行所の審理官であるギョーム・ポレル殿、ニコラ・デュ・シェーヌ殿、ジャン・ド・テュリエール殿、オダール・ダテンヴィル殿およびジャン・ド・パール殿

パリ市民 (bourgeois de Paris) であるジェフロワ・エテ、ジャン・トランブレ、ピエール・デュ・パレ

パリ市内でパン屋職の幹事であるラウル・ド・ピオトゥール、ピエール・トリエル、ピエール・ラ・ポトール

パン屋職の親方であるジラルール・ド・ブレバン、ジャン・ル・コント

コルベイユのパン屋であるペラン・ド・サン・トバン。これは彼自身のため、および、コルベイユ市の他のパン屋たちのためである。

ムランのパン屋であるジャン・ル・ブーランジェ、ジャン・ド・シャンポー。これは彼ら自身のため、および、同市の他のパン屋たちのためである。

サン・ブリスのパン屋であるペラン・ピネ、ペラン・フルニエ、ペラン・ル・フルニエ。これは彼ら自身のため、および、同市の他のパン屋たちのためである。

モンジソンに住むパン屋であるアンセル・パトルノトル、ジャン・カレ、これは彼ら自身のため、および、当該モンジソンの他のパン屋たちのためである。

ノートルダム・デ・シャンに住むパン屋であるペラン・ピオ、シモン・ル・シャルパンティエ。これは彼ら自身のため、および、この地に住む他のパン屋たちのためである。

サン・マルセルに住むパン屋であるジャン・カレ、ゴージェ・ベルシェール。これは彼ら自身のため、および、当該サン・マルセルの他のパン屋たちのためである。

以上合計 32 名が召集された。王の代理官とシャトレ奉行所の役人たちや弁護士などの

権力側の者たちのほか、市民側として商人頭とパリ市民たち、そしてパン屋たちという構成になっている。パン屋たちについては、地名が示されている。このうち、コルベイユ、ムラン、サン・ブリス、モンジソンはパン領域外の町であり、ノートルダム・デ・シャンおよびサン・マルセルはパン領域内の町である。パン領域の内外の町から広くパン屋を召集したことがわかる。

パリ奉行は、これら召集した者たちから、パン屋業とパリに頻繁に来てパンを売る者に関する王令や古い記録簿をもとにして、パリ奉行は何をなしうるか、何を命じうるかについて、「意見を徴し」、かつ、これらの者と「審議し」て（この意見聴取・審議がドラマールのいうコンセイユである）、以下のような決定を行った。そして、これは公共の利益のためであり、パリの公衆全体の利益のためであることが強調されている。

[D] 決定事項

外来パン屋は慣習的に「きまった日々」に、「中央市場」で売ることが決定された。「きまった日々」とは、まず全ての外来パン屋に解放される土曜日の市場、そしてパン領域内の一部の外来パン屋に解放される日曜日の市場である。

この決定は、「パン屋規則」の原則を確認したものである。これには次のような事情があった。すでに、「パン屋規則」の時代に、外来パン屋が市内に倉庫等を借り、そこを拠点にパリのパン屋のように装って「きまった日」以外にもパンを売るといった「不正」が行われていた。それはパリのパン屋から激しい抗議にもとづき、「パン屋規則」において禁止された。しかし、パン需要の拡大・外来パン屋への依存が強まるなかで、この禁止がただちに実効性をもつに至らなかった。

さらに「外来者はどの日にもパンを持ってこることができる」と外来者に対する規制が解除されたこともあった（1305年）。

これらのことは、外来パン屋は「中央市場」で売ることが確認したことと関連している。というのは、外来パン屋がパンを市場にもたらず、住民の住居の前に車を止めて直接住民に売ることが見られるようになっていたからである（Delam., p.756）。

これが広がれば、外来パン屋はいつでもどこでも販売ができることになる。住民からすればこれは便利でもあるので、近くに来て販売する外来パン屋から買うようになり、パリのパン屋は顧客を奪われてしまうことになったのである。じっさいパリのパン屋の生産は縮小したようである。こうして市場を通さないで「いつでもどこでも」販売される外来パ

ン屋のパンが市場の役割を縮小して、住民の需要の多くを握ってしまう。今回の決定は、こういった状況にたいして、外来パン屋を市場を通じてコントロールする体制を復活させることを目指したと言える。

外来パン屋はパリのパン屋と同じ重量・粉・質・値段の4ドニエ・パンを売らねばならないと定めた。さらに、外来パン屋がその籠・袋などのなかに4ドニエ以外のパンを混在させていたとき、もしそれが2ドニエ・パンでないなら、それは没収され、神に捧げられる（つまり慈善施設に寄付される）と定められた。

これらは、外来パン屋もパリで売る限り、パリの規格にあわせたパン（4ドニエ・パンか2ドニエ・パン）を売らなければならないと定めたことを意味する。

ところで、「パン屋規則」においては、外来パン屋に開かれた土曜日の市場では価格自由だった。そして、1281年の決定では「外来者は……その価格がどのようなものでも売ることができる」とある。これらに見られるように、外来パン屋は（彼らが住むパリの外の）それぞれの土地の慣習にしたがい、独自の規格・値段によるパンを作り・売る「権利」を主張しており、それは彼らの独自性の尊重として概ね認められてもいたのであるが、それに対して、パリのパン屋たちは外来パン屋もパリでパンを売るならば、パリの規格・値段に従うべき事を主張していた。

今回の決定は、パリのパン屋の主張にそったものになったといえる。

ちなみに、パンの価格は「パン屋規則」の時代には「2ドニエと1ドニエ」であり、その後もながく変化しなかった（1281年そして1351年でも2ドニエと1ドニエ）。しかし、この決定では二倍になっている（4ドニエと2ドニエ）。さしあたり、これは14世紀半ばの「危機」による物価上昇が反映したものと理解しておきたい。

外来パン屋はパリに持ち込んだパンを「自分自身で、あるいは妻や使用人の手で売らねばならない」と定められた。これは生産者が自分自身で（そうでなければ妻・使用人の手で）消費者に直接売らねばならないということであり、転売・又売り目的の人間に売ってはならない（換言すれば卸売りは認められない）ことを意味した（仲介者の排除）。転売・又売りする場合には、転売・又売り人の利益の分だけパン価格が上がることになり、ときとして資金力のあるものが買い占めて値をつり上げる・あるいは・値が上がるのを待つといった事態も生まれる。これによってパン価格の上昇、パン不足が生じたからである。

1351年の王令では、転売・又売りは「二番利益を得る (regaigner)」行為とされ、その利益の幅は制限されるべきものと考えられていた (52 編 1 条、54 編 1、3 条)。

1366年の決定では、転売・又売りが発覚したときは「当該パンおよび売上金」は没収されると定められた。

このような「仲介人」を排除した売買がほとんどを占める市を「初歩的な市」として、F.ブローデルは注目している。この市には生産者と消費者が集まってきて売り買いを行う。その交換は生産と消費が接するもっとも直接的な、もっとも透明な形態であって、もっとも監視の眼も行きとどき、騙される危険が少ない、換言すればもっとも公正な交換である (カテゴリー A の交換)。「透明な」交換とは、各自があらかじめ一部始終を知っていて、つねにほどほどのものである利益がだいたい推測できるような交換である。そして、これを語る『パリ職業規則』の一節を紹介している³²⁾。パリで売られるために運ばれてくる物 (卵・チーズその他) を、市場に着く前に、小売人その他誰でも街路上で買うことができない。なぜなら、食品が市場一杯になるように来て、それらが良く正しいかが見られ、貧しい者が豊かな者とともに参加できるような形で売られることが望ましいからであると³³⁾。これはドイツ風の言い回しでは「手から手へ、眼から眼への取引」であるとブローデルはいう (『物質文明』 p.14)。

本稿で積み重ねてきた読解から、14 世紀中葉までのパリではブローデルのいう「初歩的な市」が機能していたことを確認できる。

しかし、他方でここで生産者と消費者の間に「仲介者」が登場する。「転売人」・「又売り人」すなわち商人がそれである。1366年の決定は仲介者の排除を定めているが、これは現実にその種の者たちが出現したことを示しているだろう。

彼らについてブローデルは次のように言う。彼らはときによってストックを操作することによって価格に影響を与え、市を混乱させたり、支配したりすることもできた。小さな仲買人でも規則をないがしろにして、町の入口で農民を待ち構え、安い値段で彼らの品物を買って、次にそれを (高い値段で) 買い手に売りつけることができる。それは初歩的な詐欺行為であり、……広がるにしたがって価格をつり上げることができるようになっていった。彼らは生産者と消費者の中間に介在することでそれらの直接的関係を断ち切り、彼らだけが買値と売値の市場での相場を、そこから見込まれる利益を知ることができる立場を獲得して、透明性を逃れる。また、彼らは品物が市にとどく前に買い、(市の外で) 消費者に直接売ることで、伝統的な市場を回避し、市場の規則など反故にしてしまうのである。

これは「カテゴリー A の交換」とは別のタイプの交換である（カテゴリー B の交換）。この特徴を強調するためにブローデルはこれを「反-市場」ともいう（『入門』 p.69）。

以上のようにしてわれわれは、ブローデルの言う「初歩的な市」の存在と「反-市場」の発生をパリのパンの販売の世界において確認できる。

一度市場に持ち込まれ、売りにだされたパンは、持ち帰ってはならないと（1366 年の決定によって）定められた。これは、市場が閉まる時刻までに売れそうにないパンは、最後に値引きして売るべき事を要求したものである。これが公衆の利益にかなうとされたのである。ましてや、4 ドニエよりも高い値で、あるいは、それが市場に持ち込まれて時よりも高く売ることができないし、それが発見されたときはパンを失う（没収される）と定められた。

さいごに、1366 年の決定によって、以上のことについては臨検が行われると定められた。

以上、総じて、1366 年の決定によって外来パン屋に対する規制は強化され、基本的に市場を通じてパンの流通をコントロールする体制が確認されたと言える。

しかし、外来パン屋の市場外への浸透は止まらなかった。たとえば、決められた日に市場以外で売ることが禁じられても、注文された分を住民の家に届けるのは許されるということであった。この口実で車を道に止めて誰にでも売ることが容易であった。また、売ることができるのはパン屋本人またはその妻あるいは使用人とされたが、たとえば使用人を装って転売人・又売り人が活躍する余地はいくらでもあった（Delam., p.757）。こうして、「反-市場」の領域は中世を越えて拡大していく。

むすび

以上のような読解によって、中世パリにおけるパンの流通にかかわる制度とその変遷が概略ながら明らかになった。これを踏まえて、読解による認識の結果をより視野の広い理論を参照して、すこし大きな枠組みのなかに位置づけることを試みておきたい。

さて、先にブローデルの「初歩的な市」と「反-市場」の概念を参照した。歴史を表層においてめまぐるしく変化する出来事（エヴェヌマン）の連鎖としてでなく、下層にある長期持続の層（物質生活）とその上で展開される複合状況（コンジョンクチュール）においてとらえ、後者において経済の働きとりわけ市場経済の重要性を主張したブローデルは、この問題をつぎのような枠組みでとらえている。

生産という広大な領域と消費という同じほど広大な領域の間を繋ぐものとして交換経済あるいは市場経済が発生する（『入門』 p.28）。そして、交換経済を実現する種々の「道具」が形成される。「初歩的な市」はその一つであった。中世パリにおいてパン生産者としてこの交換経済に参加する者は「パリのパン屋」と「外来パン屋」である。他方、消費者はパリの住民である。これら生産者と消費者が出会い直接売買を行う場がパン市場であり、これが先述のごとく直接性・透明性を有する「初歩的な市」である。ところで、中世パリにおいてパン市場は土曜日と日曜日に開かれるだけである。これ以外の日（週日）に生産者と消費者が出会う交換の道具があった。それがパン屋の店である。市には市の規則があり、店には臨検が行われた。生産者と消費者を結ぶ直接的で透明な交換（カテゴリーAの交換）があり、その道具——「初歩的な市」と「店」——が基本的なものとして機能していたのが中世パリのパン流通の世界であった。読解ではまずこの二つを具体的なかたちで浮かび上がらせることができたといえるだろう。

他方で、外来者は店を構えること（週日販売）ができない。しかし、週日における需要は大きい。外来パン屋はこの需要を目ざして多様な行動に出る。たとえば、彼らは市内に倉庫を借りて販売するという「不正」な行為を行う。あるいは市場も店も通さずに「注文を受けた」などという口実をもうけて直接住民に販売する。さらに、生産者から買い入れて、消費者に売る「仲介者」（転売人・又売り人）が登場した。これらによって市の規則、店の臨検は無意味なものとなす。ブローデルはこれをカテゴリーBの交換、あるいは「反-市場」と呼ぶ。その萌芽を読解の中で確認した。

ところで、ヨーロッパでは1450年を境にして人口の急速な増加と経済の回復が見られる。これは前世紀のペスト・戦乱による「危機」の歴大な喪失を埋め合わせるものだった。（『入門』 p.19）。そして、この経済回復の原動力の役を果たしたのが店と市場であった、とブローデルはいう（『入門』 p.36）。ペスト後の混乱に対応するために出された1351年の王令が店の臨検体制を強化し、1366年の決定がパン市場を通じて流通をコントロールする体制を強化したのは、このことを反映しているであろう。

復活した経済のなかで、市場と店が活況を呈した。市場と店はこの意味で中世末の「危機」の時期をまたいで、経済活動の基本的システムとして機能し続けたのだ。

同時にこれと並んで「反-市場」が発展した。前者は口うるさい当局者の監視下にあったのに対して、後者はそうしたコントロールの埒外にあった。自由で才覚がものをいい効率性にすぐれた「反-市場」が、大都市の巨大糧食需要（パリの「胃袋」）に対して力を発揮した。こうして、18世紀までのヨーロッパの経済は、店・市場と「反-市場」を合せて（その他の交換の道具を動員しつつ）発展したといえる（『入門』 p.42）。

注

1) Etienne Boileau, *Le Livre des Métiers XIIIe siècle*, publié par René de Lespinasse et Francois Bonnardot, Slatkine Reprints, Genève, 1980. (以下では本書を LdM と略) Première partie. titre premier “Cis titres parole des Talemeliers qui sont dedans la banlieu de Paris” 引用は条文の条番号で本文中に示す。なお、オリジナル・テキストには条番号は付けられてなく、編者が参照の便宜のために付したものである。本稿に関連する拙稿に次のものがある。

「中世パリのパン屋規約を読む」（比較都市史研究会編『都市と共同体』比較都市史研究会創立20周年記念論文集、1991年）。

「中世におけるパン製造業の法的諸相 中世パリ慣習法の研究」（1）『千葉大学法学論集』第6巻第1号1991年6月、（2）同第6巻第3、4号1992年3月、（3）同第7巻第3、4号1993年3月。

「中世パリの粉挽き業と領主権」『専修法学論集』第82号、2001年9月。

2) Delamare, *Traité de la Police*, (Livre V, t.XII, chap.XIII,) p.763-764.

以下では本書を Delam. と略し、該当頁数とともに、本文に示す。

3) LdM, t.87 “Courroyers”. 拙稿「中世パリの服飾業」（千葉大学法経学部『法学論集』第1巻第1号、1986年9月）。

4) LdM, t.64 “Chandeliers de suif”.

5) LdM, t.78 “Selliers et peintres de selles”.

6) LdM, t.84 “Cordonniers”.

7) LdM, t.85 “Savetonniers”.

8) LdM, t.81 “Bourrelieurs”.

9) “Sueurs”. LdM に規則は登録されていないが、t.77 “Boursiers” において言及されている。

10) LdM, t.75 “Merciers”. 拙稿「中世パリにおける絹関係諸職業」（一）（二）（『千葉大学法経研究』第15、16号、1984年1月、7月）。

11) “Pelletiers”. LdM に規則は登録されていないが、t.76 “Fripiers” において言及されている。

12) LdM, t.56 “Tailleurs de robe”. 前掲拙稿「中世パリの服飾業」。

13) LdM, t.76 “Fripiers”. 前掲拙稿「中世パリの服飾業」。

14) LdM, t.88 “Gantiers”. 前掲拙稿「中世パリの服飾業」。

- 15) LdM, t.15 “Fevres”.
- 16) LdM, t.16 “Couteliers fevres”.
- 17) LdM, t.18 “Serruriers”.
- 18) LdM, t.100 “Poissoniers”. 拙稿「中世パリの漁師と魚屋」(専修大学『法学研究所所報』No.35,2007.11)。
- 19) LdM, t.47 “Charpentiers”. 拙稿「中世パリの大工職」(『千葉大学法経研究』第12号、昭和57年9月)。
- 20) LdM, t.48 “Macons, tailleurs de pierre et mortelliers”. 拙稿「中世パリにおける石工職」(『千葉大学法経研究』第19号、1986年1月)。
- 21) LdM, t.4 “Mesureurs de ble”.
- 22) LdM, t.5 “Crieurs de vins”.
- 23) LdM, t.6 “Jaugeurs”.
- 24) LdM, t.7 “Taverniers”.
- 25) これら五つの職については、Franklin, Dictionnaire, p.459-460.
- 26) LdM, t.99 “Pêcheurs de la Seine”. 拙稿「中世パリの漁師と魚屋」(専修大学『法学研究所所報』No.35,2007.11)。
- 27) Inqueste et aprisie expenite in parlamento octabarum beati martini anno domini millesimo ducentesimo octogesimo primo. Restitution d’un volume des Olim (dans: Boutaric, Actes du Parlement de Paris, p.370).
- 28) Ordonnance contenant Règlement touchant les Talmeliers de Paris (1305), Ordonnance des rois de France, I, p.427-8.
- 29) Ordonnance du roi Jean II, sur la police générale et sur les divers métiers de la ville de Paris, (1351,30 janvier), dans: René de Lespinasse, Les métiers et corporations de la ville de Paris, I:XIVe-XVIIIe siècles, Ordonnances générales, métiers de l’alimentation, Paris, 1886. Ordonnances des roys de France de la troisième race, t.I 所収。
- 30) 前掲・拙稿「中世におけるパン製造業の法的諸相」(3)。
- 31) Fagnier, Etudes sur l’industrie et la classe industrielle, 1877, p.178.
- 32) フェルナン・ブローデル『物質文明・経済・資本主義 -1 交換のはたらき』(山本淳一訳)(以下で引用の際には『物質文明』と略す)、p.13-14. 同『歴史入門』(金塚貞文訳、中公文庫)(以下で引用の際には『入門』と略す)、p.69.
- 33) LdM, p.30 (t.10-art.5). (史料原文から要約)。

(2013.05.16 たかはし きよのり：元法学部教授)